

令和4年6月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
66	秋田市市税条例等の一部を改正する件
67	秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件
68	秋田市旧松倉家住宅条例を設定する件
69	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件
70	秋田市介護保険条例の一部を改正する件
71	秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件
72	秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する件
73	秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件
74	秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する件
75	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
76	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
77	地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を認可する件
78	公有水面埋立に関する意見を提出する件
79	秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件
80	秋田市立千秋美術館改修工事請負契約を締結する件
81	都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約を締結する件
82	秋田市立旭川小学校管理・普通教室棟大規模改造建築工事請負契約を締結する件
83	壁面展示ケースを買い入れる件
84	除雪グレーダを買い入れる件
85	大型ロータリ除雪車を買い入れる件
86	凍結抑制剤散布車を買い入れる件
87	塵芥車を買い入れる件
88	資機材搬送車を買い入れる件
89	救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買い入れる件
90	救急自動車を買い入れる件
91	土地を売り払う件
92	令和4年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

- | | |
|----|-------------------------------|
| 93 | 令和4年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件 |
| 94 | 令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件 |
| 95 | 令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件 |
| 96 | 令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件 |
| 97 | 令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件 |

議案第66号

秋田市市税条例等の一部を改正する件

秋田市市税条例等の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第27条の8第1項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第29条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得

金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「第2条の2第1項の表の左欄の(2)」を「第2条の2第1項の表の上欄の(2)」に改め、同条第9項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第29条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第29条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第29条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第33条の6第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第6条の5の3第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第6条の8の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第6条の8の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第15条の2第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第19条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第23条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第23条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第27条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第28条を削る。

（秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち秋田市市税条例第29条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「を」を「扶養親族（」の次に」に改め、「者」の次に「又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」を加える。

附則第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第17条第2

項および第29条の3の3第1項ならびに附則第6条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秋田市市税条例第29条の3の2および第29条の3の3の改正規定ならびに附則第6条の5の3、附則第19条および附則第27条の改正規定ならびに附則第28条を削る改正規定ならびに第2条の規定（秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第43号）附則第2項の改正規定を除く。）ならびに次項および附則第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中秋田市市税条例第26条、第27条の8、第29条の2および第29条の3の改正規定ならびに附則第15条の2、附則第23条の2および附則第23条の3の改正規定ならびに附則第4項の規定 令和6年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3の2第1項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の秋田市市税条例（次項において「旧条例」という。）第29条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項および同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の3の3第1項の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）に

ついて提出する新条例第29条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 4 第1項第2号に掲げる規定による改正後の秋田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正（令和4年法律第1号）等に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等を行うとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第67号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第2条第1項中「第12条第3項の表第1号中欄又は第45条第2項の表第1号中欄」を「第12条第4項の表第1号中欄又は第45条第3項の表第1号中欄」に、「第12条第3項の表第1号下欄又は第45条第2項の表第1号下欄」を「第12条第4項の表第1号下欄又は第45条第3項の表第1号下欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法の一部改正（令和4年法律第4号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第68号

秋田市旧松倉家住宅条例を設定する件

秋田市旧松倉家住宅条例を次のように設定する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市旧松倉家住宅条例

(設置)

第1条 本市の歴史を伝える建造物として秋田県指定有形文化財旧松倉家住宅を保存し、および活用するとともに、本市の歴史および文化を生かしたまちづくりを推進するため、秋田市旧松倉家住宅（以下「旧松倉家住宅」という。）を秋田市旭南二丁目7番29号に設置する。

(利用の許可)

第2条 別表第1に掲げる旧松倉家住宅の施設（同表の備考の1に規定する施設を含む。）を専用して利用しようとする者および別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、旧松倉家住宅の管理上必要な条件を付することができる。

(利用者の資格)

第3条 別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設を利用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 旧松倉家住宅の設置の目的に照らし適切な内容の業務を営むことができる技術的能力および経理的基礎を有する者であること。

(2) この条例ならびに第15条および第17条の規定により定められる規則ならびにその規則の委任により定められる旧松倉家住宅の管理運営に

関する事項に合致するように業務を営むことが可能な者であること。

(利用料金)

第4条 第2条第1項の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）は、旧松倉家住宅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第14条の規定により旧松倉家住宅の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内とする。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金（別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設の利用料金を除く。）を旧松倉家住宅において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、旧松倉家住宅の利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消し、もしくは利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(3) 利用の許可条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用させることを不相当と認めるとき。

2 前項の規定に該当する場合のほか、市長は、別表第2に掲げる旧松倉家住宅の施設を利用する者が第3条各号に掲げる条件を具備しなくなったときは、その利用を制限し、もしくは停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第10条 専用利用者は、許可を受けた目的以外に旧松倉家住宅の施設を利用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第11条 専用利用者は、旧松倉家住宅の施設の利用に当たって特別の設備をし、又は既存の設備を変更する必要があるときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 旧松倉家住宅を利用する者は、その利用を終えたとき、又は第9条第1項もしくは第2項の規定により利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 旧松倉家住宅を利用する者は、その施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第14条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、旧松倉家住宅の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開

館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、旧松倉家住宅の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旧松倉家住宅の保存および活用ならびに歴史および文化を生かしたまちづくりの推進に資する催しの企画および運営に関すること。
- (2) 旧松倉家住宅の利用の許可に関すること。
- (3) 旧松倉家住宅の利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (4) 旧松倉家住宅の利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の許可に関すること。
- (5) 旧松倉家住宅の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が旧松倉家住宅の管理運営上必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第1 上座敷等の利用料金（第2条、第4条関係）

施設	利用料金（限度額）	
	単位	金額
上座敷	1時間につき	220円
下座敷		220円
和室		110円
米蔵		440円

備考

- 1 この表の施設欄に掲げる施設および別表第2に掲げる施設以外の

施設を専用して利用する場合の利用料金の限度額は、1平方メートル1時間につき5円とする。

2 利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げる。

3 専用利用者が入場料、会費、負担金等を徴収する場合、商品の宣伝を行う場合、展示即売を行う場合その他の営利を目的として利用する場合の利用料金の限度額は、この表の規定に基づき算定した額の2倍に相当する額とする。

別表第2 文庫蔵の利用料金（第2条—第4条関係）

施設	利用料金（限度額）		
	区分	単位	金額
文庫蔵	基本料金	1月につき	9,900円
	加算料金		当該月の売上高に100分の5を乗じて得た額

備考

1 文庫蔵の利用料金の限度額は、基本料金の限度額に加算料金の限度額を加えて得た額とする。

2 利用期間が1月に満たない場合の基本料金は、日割りをもって計算する。

3 文庫蔵の利用に係る光熱水費は、専用利用者の負担とする。

別表第3 附属設備の利用料金（第4条関係）

品名	単位	利用料金（限度額）
音響映像設備で規則で定めるもの	1設備1日につき	660円の範囲内で規則で定める額
その他附属設備で規則で定めるもの		660円の範囲内で規則で定める額

備考 この表における利用料金の限度額は、市長が特に必要があると認

める場合を除き、第2条第1項の許可を受けた時間内において利用する場合の額とする。

提案理由

旧松倉家住宅を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとともに、その利用料金等を定めるため、この条例を設定しようとするものである。

議案第69号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

秋田市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定および次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の適用期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第70号

秋田市介護保険条例の一部を改正する件

秋田市介護保険条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市介護保険条例の規定および次項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市介護保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料から適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免の適用期間を延長するため、改正しようとするものである。

議案第71号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項を次のように改める。

10 削除	
-------	--

別表第2の18の項を次のように改める。

18 削除		
-------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

不妊治療に要する費用に係る国の助成事業の廃止に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第72号

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する件

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害危険区域に関する条例（平成16年秋田市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 当該住居用建築物の地盤面の高さが、災害危険基準高（別表に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表に定める高さの基準をいう。以下同じ。）以上である住居用建築物

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

	区 域		高さの基準
(1)	河辺地区	秋田市河辺神内字振作	
(2)	雄和地区	秋田市雄和向野字前開、字源藤太郎、字築土手、字下夕野、字大川端、字鯨沢、字中野、字上野および字向野	河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第7号に規定する計画高水位に
		秋田市雄和左手子字白川袋、字岩城沢、字板沢、字碓および字左手子	
		秋田市雄和女米木字山崎、字六百刈、字水里および字女米木	
		秋田市雄和戸賀沢字御江田、字金山沢、字	

	五石前、字九巻および字戸賀沢	0.6メートル
	秋田市雄和相川字高清水、字下野、字銅屋、字新聞、字松山下、字源八沢、字大管場、字新開、字高野、字井戸ノ下および字相川	ルを加えた高さ
	秋田市雄和種沢字小向野、字沼田、字岩瀬、字山王堂、字中村、字太子前、字稻荷前および字金崎	標高13.2メートル

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市災害危険区域に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定による災害危険区域の指定の際当該災害危険区域に現に存する住居の用に供する建築物又は現に建築の工事中の住居の用に供する建築物（以下「既存住居用建築物等」という。）については、新条例第3条および第4条の規定は、適用しない。ただし、新条例第2条の規定による災害危険区域の指定後に増築、改築又は移転の工事に着手した既存住居用建築物等（当該増築、改築又は移転に係る部分に限る。）については、この限りでない。

提案理由

災害危険区域として指定する区域を拡大するとともに、同区域における建築物の建築の制限を緩和するため、改正しようとするものである。

議案第73号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する件

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂積 志

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21年秋田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）第4条第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）に係るもの	新築しようとする場合（以下「新築」という。）	49,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（認定申請に係るものに限る。以

		下この表において「住宅性能評価書等」という。)を提出する場合にあっては、15,000円)
	増築し、又は改築しようとする場合(以下「増改築」という。)	73,000円(確認書等を提出する場合にあっては、21,000円)
	新築および増改築以外の場合(以下「新築および増改築以外」という。)	73,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、21,000円)
住戸の総数(認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。)が5戸以下の共同住宅等(省令第4条第2号に規定する共同住宅等をいう。以下同じ。)に係るもの	新築	113,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、25,000円)
	増改築	168,000円(確認書等を提出する場合にあっては、37,000円)
	新築および増改築以外	168,000円(確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、37,000円)

住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	180,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、40,000円）
	増改築	268,000円（確認書等を提出する場合にあっては、59,000円）
	新築および増改築以外	268,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、59,000円）
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	353,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、66,000円）
	増改築	528,000円（確認書等を提出する場合にあっては、97,000円）
	新築および増改築以外	528,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、97,000円）
住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	630,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、104,000円）
	増改築	943,000円（確認書等を提出する場合にあっては、155,000円）
	新築および増改築以外	943,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、155,000円）
住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,081,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する

		場合にあっては、158,000円)
	増改築	1,620,000円（確認書等を提出する場合にあっては、235,000円）
	新築および増改築以外	1,620,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、235,000円）
住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,997,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、266,000円）
	増改築	3,621,000円（確認書等を提出する場合にあっては、398,000円）
	新築および増改築以外	3,621,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、398,000円）
住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	2,853,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、337,000円）
	増改築	4,278,000円（確認書等を提出する場合にあっては、504,000円）
	新築および増改築以外	4,278,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、504,000円）

住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	円) 3,494,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、382,000円）
	増改築	5,240,000円（確認書等を提出する場合にあっては、571,000円）
	新築および増改築以外	5,240,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあっては、571,000円）

第3条中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同条の表を次のように改める。

区 分		手数料の金額
一戸建て住宅に係るもの	新築	24,500円（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「確認書等」という。）又は同項に規定する住宅性能評価書もしくはその写し（変更認定申請に係るものに限る。以下この表において「住宅性能評価書等」という。）を提出する場合にあっては、7,500円）
	増改築	36,500円（確認書等を提出す

		る場合にあつては、10,500円)
	新築および増改築以外	36,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、10,500円)
住戸の総数（変更認定申請に係る建築物の住戸の総数をいう。以下この表において同じ。）が5戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	56,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、12,500円)
	増改築	84,000円（確認書等を提出する場合にあつては、18,500円)
	新築および増改築以外	84,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、18,500円)
住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	90,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、20,000円)
	増改築	134,000円（確認書等を提出する場合にあつては、29,500円)
	新築および増改築以外	134,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、29,500円)
住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	176,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、33,000円)
	増改築	264,000円（確認書等を提出する場合にあつては、48,500円)
	新築および増改築以外	264,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合にあつては、48,500円)

	び増改築 以外	宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、48,500円)
住戸の総数が31戸以上50戸以 下の共同住宅等に係るもの	新築	315,000円（確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、52,000円)
	増改築	471,500円（確認書等を提出 する場合にあっては、77,500 円)
	新築およ び増改築 以外	471,500円（確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、77,500円)
住戸の総数が51戸以上100戸 以下の共同住宅等に係るもの	新築	540,500円（確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、79,000円)
	増改築	810,000円（確認書等を提出 する場合にあっては、 117,500円)
	新築およ び増改築 以外	810,000円（確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、117,500円)
住戸の総数が101戸以上200戸 以下の共同住宅等に係るもの	新築	998,500円（確認書等又は住 宅性能評価書等を提出する場 合にあっては、133,000円)
	増改築	1,810,500円（確認書等を提 出する場合にあっては、 199,000円)
	新築およ び増改築 以外	1,810,500円（確認書等又は 住宅性能評価書等を提出する 場合にあっては、199,000 円)

住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等に係るもの	新築	1,426,500円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、168,500円）
	増改築	2,139,000円（確認書等を提出する場合には、252,000円）
	新築および増改築以外	2,139,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、252,000円）
住戸の総数が301戸以上の共同住宅等に係るもの	新築	1,747,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、191,000円）
	増改築	2,620,000円（確認書等を提出する場合には、285,500円）
	新築および増改築以外	2,620,000円（確認書等又は住宅性能評価書等を提出する場合には、285,500円）

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正（令和3年法律第48号）に伴い、長期優良住宅維持保全計画に係る認定申請手数料等を定め

るとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第74号

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する件

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

秋田市特定公共賃貸住宅条例（平成16年秋田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号」を「省令第1条第4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 同居親族等 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 同居親族等があること。

第6条第1項第4号および同条第2項第1号中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第11条第1項中「親族」を「者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅の入居者の公募が開始され、

かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る改正前の秋田市特定公共賃貸住宅条例（以下「旧条例」という。）第6条に規定する入居者の資格については、改正後の秋田市特定公共賃貸住宅条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。旧条例第5条に規定する事由がある場合において同日前に特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該特定公共賃貸住宅の入居の申込みをした者に係る旧条例第6条に規定する入居者の資格についても、同様とする。

提案理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正（令和4年国土交通省令第14号）に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者の資格の条件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第75号

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市市税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法の一部改正（令和4年法律第1号）に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第14号

専 決 処 分 書

秋田市市税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第76号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法施行令の一部改正（令和4年政令第133号）に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第15号

専 決 処 分 書

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第18条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第77号

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を
認可する件

次のとおり地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の
変更を認可することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118
号）第83条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を
認可する件

平成31年3月19日付けで認可した地方独立行政法人市立秋田総合病院第
2期中期計画の一部を次のように変更する。

第1中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

第2の1中「5疾病（注1）」の次に「のほか、感染症」を加え、第2
の1の(1)のアの表および(2)の表中「平成35年度」を「令和5年度」に改
め、第2の1の(3)に次のように加える。

ウ 感染症医療

秋田周辺二次医療圏で不足している第二種感染症病床を整備し、
地域に求められる感染症医療を提供します。

第2の1の(5)のアの表およびイの表、(6)のイの表ならびに(8)のイの
(イ)の表ならびに第2の4の(1)の表および(3)の表中「平成35年度」を
「令和5年度」に改め、第2の5を次のように改める。

5 災害時および新たな感染症発生時の体制強化

災害時には災害拠点病院（注26）として、秋田県、秋田市、関係医
師会等と協力して対応に当たることとし、災害時対応訓練による体制

強化および災害備蓄品の整備を行います。

また、大規模な災害、事故等の発生時に被災地に駆けつけ救急医療を行うために組織した災害派遣医療チーム（注27）（DMAT）の2チーム体制を維持することに努めます。

更には、災害時病院間支援協定を締結している仙台市立病院および山形市立病院済生館との連携を維持し、災害時の人的・物質的援助を優先的に提供しあいます。

加えて、新たな感染症の発生時等に関係機関と連携し受入れ体制を強化します。

第3の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、第3の3の表、4の表および5の(2)の表中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第4中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第10の4中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

第11の1中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

提案理由

市立秋田総合病院の新病院の開院等に伴い、地方独立行政法人市立秋田総合病院第2期中期計画の一部の変更を認可するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第78号

公有水面埋立に関する意見を提出する件

公有水面埋立に関し次の意見を提出することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

公有水面埋立に関する意見

次の公有水面埋立について、異議がない。

- 1 公有水面埋立の出願人 秋田県
- 2 埋立区域
 - (1) 位 置 秋田市土崎港西一丁目187番から202番、23番、24番、119番を経て118番に至る間の地先公有水面
 - (2) 区 域 位置図のとおり
 - (3) 面 積 20,429.71平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 秋田市土崎港西一丁目187番、202番、22番、23番、24番、21番、119番および118番ならびに土崎港西一丁目204番から187番、202番、23番、24番、119番を経て118番に至る間の地先公有水面
 - (2) 区 域 位置図のとおり
 - (3) 面 積 131,327.47平方メートル
- 4 埋立地の用途 埠頭^ふ頭用地および緑地
- 5 埋立てに関する工事の施行に要する期間 4年

提案理由

秋田港港湾管理者である秋田県知事から秋田県出願に係る公有水面埋立の免許に関し意見を求められたため、議会の議決を求めようとするものである。

位置図



議案第79号

秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和2年9月25日（議案第101号）
- 2 工 事 名 秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事
- 3 工 事 場 所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
- 4 変 更 事 項 契約金額「3,972,100,000円」を「4,020,500,000円」に変更する。
- 5 契約の相手方 東京都品川区大崎一丁目5番1号大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 石 倭 行 人
- 6 変 更 理 由 燃焼設備における燃焼室耐火物メインバーナ部の施工範囲を追加するほか、副資材供給設備におけるコークスホッパの上部ケーシング補修整備を追加することによる。

提案理由

秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第80号

秋田市立千秋美術館改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立千秋美術館改修工事（建築・電気設備・機械設備） |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市中通二丁目3－8 千秋美術館 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 951,500,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | フジタ・中田・長谷駒建設工事共同企業体
代表者 宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目7番33号
株式会社フジタ東北支店
執行役員支店長 下田平 滋 |

提案理由

秋田市立千秋美術館改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第81号

都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 泉菅野一丁目地内ほか |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 322,828,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 佐々木・加藤・中央土建特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市南通みその町4番73号
株式会社佐々木組
取締役社長 石 塚 英 公 |

提案理由

都市計画道路泉外旭川線道路築造に伴う附帯工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第82号

秋田市立旭川小学校管理・普通教室棟大規模改造建築工事請負契約
を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 秋田市立旭川小学校管理・普通教室棟大規模改造建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市手形字才ノ浜63番地 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 203,170,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 藤重・栗野建設工事共同企業体
代表者 秋田市土崎港相染町字浜ナシ山62番地
藤重建設株式会社
代表取締役 佐 藤 重 明 |

提案理由

秋田市立旭川小学校管理・普通教室棟大規模改造建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第83号

壁面展示ケースを買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

1	物 品 名	壁面展示ケース
2	契 約 方 法	公募型指名競争入札
3	契 約 金 額	275,858,000円
4	契 約 の 相 手 方	秋田市牛島西一丁目4番5号 株式会社アイネックス 代表取締役社長 鎌 田 良 勝

提案理由

壁面展示ケースを買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第84号

除雪グレーダを買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 除雪グレーダ |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 67,056,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市川尻大川町9番48号
コマツ秋田株式会社秋田支店
秋田支店長 武 藤 貴 徳 |

提案理由

除雪グレーダを買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第85号

大型ロータリ除雪車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 大型ロータリ除雪車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 49,830,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市川尻町字大川反233番地の12
藤高自動車興業株式会社
代表取締役 高 田 栄 相 |

提案理由

大型ロータリ除雪車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第86号

凍結抑制剤散布車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 凍結抑制剤散布車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 42,900,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市川尻町字大川反233番地の12
藤高自動車興業株式会社
代表取締役 高 田 栄 相 |

提案理由

凍結抑制剤散布車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第87号

塵芥車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 塵芥車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 16,676,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市寺内字蛭根85番地7
秋田いすゞ自動車株式会社秋田営業所
所長 舟 木 喜美雄 |

提案理由

塵芥車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第88号

資機材搬送車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

1	物 品 名	資機材搬送車
2	契 約 方 法	公募型指名競争入札
3	契 約 金 額	35,640,000円
4	契 約 の 相 手 方	秋田市檜山登町1番20号 株式会社相場商店 代表取締役 相 場 栄 利

提案理由

資機材搬送車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第89号

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救助資機材搭載型消防ポンプ自動車 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 28,600,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市山王六丁目10番9号
猿田興業株式会社
代表取締役社長 猿 田 知 久 |

提案理由

救助資機材搭載型消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第90号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物 品 名 | 救急自動車（秋田救急） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 22,649,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市泉中央二丁目1番3号
秋田トヨタ自動車株式会社
代表取締役 大 柳 康三郎 |

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第91号

土地を売り払う件

次の土地を売払いすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 土地の所在 | 秋田市御所野湯本五丁目1番3ほか7筆 |
| 2 | 土地の種類 | 宅地 |
| 3 | 土地の面積 | 14,205.88平方メートル |
| 4 | 売払いの相手方 | 秋田県横手市卸町8番14号
ヨコウン株式会社
代表取締役 塩 田 充 弘 |
| 5 | 売 払 価 格 | 86,797,926円 |

提案理由

土地を売払いするため、議会の議決を求めようとするものである。



議案第92号

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,445,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139,315,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	24,274,483	1,249,231	25,523,714
	1 国庫負担金	19,847,134	415,089	20,262,223
	2 国庫補助金	4,354,690	834,142	5,188,832
17	県支出金	9,855,330	71,850	9,927,180
	2 県補助金	2,648,093	71,850	2,719,943
21	繰越金	700,000	124,051	824,051
	1 繰越金	700,000	124,051	824,051
	歳入合計	137,870,000	1,445,132	139,315,132

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	53,435,119	536,923	53,972,042
	1 社会福祉費	25,329,887	237,281	25,567,168
	2 児童福祉費	18,930,078	299,642	19,229,720
4	衛生費	12,005,114	908,209	12,913,323
	2 保健所費	3,395,259	908,209	4,303,468
	歳 出 合 計	137,870,000	1,445,132	139,315,132

議案第93号

令和4年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,413,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,728,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	25,523,714	730,766	26,254,480
	2 国庫補助金	5,188,832	730,766	5,919,598
17	県支出金	9,927,180	59,872	9,987,052
	2 県補助金	2,719,943	59,872	2,779,815
21	繰越金	824,051	205,662	1,029,713
	1 繰越金	824,051	205,662	1,029,713
22	諸収入	8,310,516	1,010	8,311,526
	5 雑入	1,222,120	1,010	1,223,130
23	市債	10,354,700	416,300	10,771,000
	1 市債	10,354,700	416,300	10,771,000
	歳入合計	139,315,132	1,413,610	140,728,742

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,474,179	88,804	14,562,983
	1 総務管理費	12,533,633	29,323	12,562,956
	2 徴税費	1,048,709	59,481	1,108,190
3	民生費	53,972,042	174,547	54,146,589
	1 社会福祉費	25,567,168	120,463	25,687,631
	2 児童福祉費	19,229,720	54,084	19,283,804
6	農林水産業費	3,035,332	64,772	3,100,104
	1 農業費	2,044,692	64,772	2,109,464
7	商工費	9,274,232	15,541	9,289,773
	1 商工費	9,274,232	15,541	9,289,773
8	土木費	14,578,421	983,500	15,561,921
	2 道路橋りょう費	4,603,863	872,168	5,476,031
	3 河川費	546,108	30,000	576,108
	5 都市計画費	3,813,451	81,332	3,894,783
10	教育費	11,995,624	86,446	12,082,070
	1 教育総務費	1,687,244	86,446	1,773,690
	歳 出 合 計	139,315,132	1,413,610	140,728,742

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 78,400	△ 千円 21,500	千円 56,900			
農業費	200,700	5,400	206,100			
道路橋りょう費	2,132,500	395,200	2,527,700			
土地区画整理費	805,600	22,700	828,300			
公園整備費	168,200	14,500	182,700			
計	10,354,700	416,300	10,771,000			

議案第94号

令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,909,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 895,175	千円 25,268	千円 920,443
	1 国庫補助金	895,175	25,268	920,443
3 繰入金		930,132	25,268	955,400
	1 一般会計繰入金	930,132	25,268	955,400
歳入合計		1,859,189	50,536	1,909,725

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		1,856,689	50,536	1,907,225
	1 土地区画整理費	1,856,689	50,536	1,907,225
	歳 出 合 計	1,859,189	50,536	1,909,725

議案第95号

令和4年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 36,551	千円 260	千円 36,811
	1 一般会計繰入金	36,551	260	36,811
歳入合計		78,054	260	78,314

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		8,458	260	8,718
	1 中央卸売市場施設整備費	8,458	260	8,718
	歳 出 合 計	78,054	260	78,314

議案第96号

令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,107千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,809千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 100,073	千円 3,107	千円 103,180
	1 一般会計繰入金	100,073	3,107	103,180
歳入合計		405,702	3,107	408,809

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		53,040	3,107	56,147
	1 地方卸売市場施設整備費	53,040	3,107	56,147
	歳 出 合 計	405,702	3,107	408,809

議案第97号

令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和4年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,586,004千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月2日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 6,696	千円 43,181	千円 49,877
	1 繰越金	6,696	43,181	49,877
歳 入 合 計		31,542,823	43,181	31,586,004

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 6,751	千円 43,181	千円 49,932
	1 償還金及び還付加算金	6,751	43,181	49,932
歳 出 合 計		31,542,823	43,181	31,586,004

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	53,435,119	536,923	53,972,042
4 衛生費	12,005,114	908,209	12,913,323
歳 出 合 計	137,870,000	1,445,132	139,315,132

2 歳 入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 571,509	千円 415,089	千円 986,598	1 保健所費負担 金	千円 415,089
計	19,847,134	415,089	20,262,223		

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	853,942	536,923	1,390,865	1 社会福祉費補 助金	237,281
				4 児童福祉費補 助金	299,642
3 衛生費国庫補助金	964,767	297,219	1,261,986	1 保健所費補助 金	297,219
計	4,354,690	834,142	5,188,832		

17款 県支出金

2項 県補助金

3 衛生費県補助金	69,143	71,850	140,993	1 保健所費補助 金	71,850
計	2,648,093	71,850	2,719,943		

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	700,000	124,051	824,051	1 前年度繰越金	124,051
-------	---------	---------	---------	----------	---------

説	明	
		千円
06 感染症予防費負担金	(保健総)	4,729
07 感染症患者入院医療費負担金	(保健総)	40,986
09 感染症発生動向調査事業費負担金	(保健総)	137,485
11 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	(保健総)	231,889

09 子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金	(福祉総)	237,281
73 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	(子ども総)	299,642
52 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	(保健総)	297,219

47 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	(保健総)	71,850
-----------------------------	-------	--------

01 前年度繰越金	(財政)	124,051
-----------	------	---------

16款 国庫支出金 17款 県支出金 21款 繰越金

21款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
計	千円 700,000	千円 124,051	千円 824,051		千円

説

明

千円

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,264,369	千円 237,281	千円 1,501,650	千円 237,281	千円	千円	千円
計	25,329,887	237,281	25,567,168	237,281	0	0	0

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	12,137,739	299,642	12,437,381	299,642			
-----------	------------	---------	------------	---------	--	--	--

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 3,649	【福祉保健部関係】 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業	千円 237,281
3 職員手当等	6,805		237,281
4 共済費	725		
8 旅費	309		
10 需用費	903		
11 役務費	4,222		
12 委託料	20,656		
18 負担金、補助 及び交付金	200,012		

1 報酬	1,304	【子ども未来部関係】 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）給付事業 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業	299,642
3 職員手当等	2,522		174,097
4 共済費	203		125,545
8 旅費	68		
10 需用費	1,321		
11 役務費	2,420		
12 委託料	4,000		

3款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	18,930,078	299,642	19,229,720	299,642	0	0	0

4款 衛生費

2項 保健所費

3 予防費	2,302,334	908,209	3,210,543	784,158			124,051
計	3,395,259	908,209	4,303,468	784,158	0	0	124,051

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 287,804	千円

1 報酬	1,384	【福祉保健部関係】	908,209	
3 職員手当等	195		新型コロナウイルス感染症対策事業	379,101
4 共済費	257		新型コロナウイルスワクチン接種事業	529,108
8 旅費	75			
10 需用費	48,201			
11 役務費	44,861			
12 委託料	753,461			
13 使用料及び賃 借料	638			
18 負担金、補助 及び交付金	4,489			
19 扶助費	54,648			

3 款 民生費 4 款 衛生費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(134) 3,997	1,791,752	9,551,896	7,150,636	18,494,284	3,338,463	21,832,747	
補正前	(134) 3,990	1,785,415	9,551,896	7,141,114	18,478,425	3,337,278	21,815,703	
比較	(0) 7	6,337	0	9,522	15,859	1,185	17,044	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	236,110	707,409	290,879	191,427	141,547	2,275,949	1,525,515	86,280
	補正前	236,110	698,899	290,879	191,427	141,547	2,274,937	1,525,515	86,280
	比較	0	8,510	0	0	0	1,012	0	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,379	3,144	6,393	5,912	4,836	119,460	
	補正前	1,402,396	153,379	3,144	6,393	5,912	4,836	119,460	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(134) 2,430		9,405,727	6,809,913	16,215,640	3,005,111	19,220,751	
補正前	(134) 2,430		9,405,727	6,801,403	16,207,130	3,005,111	19,212,241	
比較	(0) 0		0	8,510	8,510	0	8,510	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	236,110	697,822	290,879	186,598	141,547	1,950,200	1,525,515	86,092
	補正前	236,110	689,312	290,879	186,598	141,547	1,950,200	1,525,515	86,092
	比較	0	8,510	0	0	0	0	0	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,379	3,144	6,023	5,912	4,836	119,460	
	補正前	1,402,396	153,379	3,144	6,023	5,912	4,836	119,460	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,567	1,791,752	146,169	340,723	2,278,644	333,352	2,611,996	
補正前	1,560	1,785,415	146,169	339,711	2,271,295	332,167	2,603,462	
比 較	7	6,337	0	1,012	7,349	1,185	8,534	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	9,587	4,829	325,749	188	370
	補正前	9,587	4,829	324,737	188	370
	比 較	0	0	1,012	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当 等	9,522	その他の増減分	9,522		

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,445,132 千円

上記のうち特定財源 1,321,081

差 引 一 般 財 源 124,051

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
21 繰越金	124,051	1 繰越金	124,051
計	124,051		

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	14,474,179	88,804	14,562,983
3 民生費	53,972,042	174,547	54,146,589
6 農林水産業費	3,035,332	64,772	3,100,104
7 商工費	9,274,232	15,541	9,289,773
8 土木費	14,578,421	983,500	15,561,921
10 教育費	11,995,624	86,446	12,082,070
歳 出 合 計	139,315,132	1,413,610	140,728,742

2 歳 入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 952,954	千円 80,570	千円 1,033,524	1 総務管理費補 助金	千円 80,570
2 民生費国庫補助金	1,390,865	140,037	1,530,902	1 社会福祉費補 助金	15,700
				2 障害者福祉費 補助金	66,366
				4 児童福祉費補 助金	57,971
5 土木費国庫補助金	1,495,668	467,409	1,963,077	2 道路橋りょう 費補助金	451,384
				4 都市計画費補 助金	16,025
7 教育費国庫補助金	52,909	42,750	95,659	5 教育総務費補 助金	42,750
計	5,188,832	730,766	5,919,598		

17款 県支出金

2項 県補助金

2 民生費県補助金	1,834,246	1,100	1,835,346	5 児童福祉費補 助金	1,100
4 農林水産業費県補助金	622,280	58,772	681,052	1 農業費補助金	58,772

説	明	千円
64 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(財 政)	80,570
08 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	(福祉総)	15,700
04 社会福祉施設等施設整備費補助金	(福祉総)	66,366
45 児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金	(子ども総)	750
54 子ども・子育て支援交付金	(子ども育)	1,100
62 保育対策総合支援事業費補助金	(子ども育)	23,900
67 保育所等整備交付金	(施設指)	32,221
03 社会資本整備総合交付金	(建設総)	448,084
13 道路メンテナンス事業費補助金	(建設総)	3,300
14 社会資本整備総合交付金	(建設総)	16,025
10 学校保健特別対策事業費補助金	(教委総)	42,750

40 地域子ども・子育て支援事業費補助金	(子ども育)	1,100
53 低コスト技術等導入支援事業費補助金	(産業企)	52,999
54 県産米品質向上・検査体制強化事業費補助金	(産業企)	5,773

16款 国庫支出金 17款 県支出金

17款 県支出金
2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
計	千円 2,719,943	千円 59,872	千円 2,779,815		千円

21款 繰越金
1項 繰越金

1 繰越金	824,051	205,662	1,029,713	1 前年度繰越金	205,662
計	824,051	205,662	1,029,713		

22款 諸収入
5項 雑入

4 雑入	1,222,117	1,010	1,223,127	5 福祉保健雑入	1,010
計	1,222,120	1,010	1,223,130		

23款 市債
1項 市債

2 民生債	338,000	△21,500	316,500	2 児童福祉債	△21,500
5 農林水産業債	235,000	5,400	240,400	1 農業債	5,400
6 土木債	3,648,700	432,400	4,081,100	1 道路橋りょう債	395,200
				3 都市計画債	37,200
計	10,354,700	416,300	10,771,000		

説	明	
		千円

01 前年度繰越金	(財 政)	205,662
-----------	-------	---------

73 老人福祉施設整備費補助金返還金	(福祉総)	1,010
--------------------	-------	-------

01 児童福祉施設建設債	(財 政)	△21,500
02 農業施設整備債	(財 政)	5,400
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	395,200
01 土地区画整理事業債	(財 政)	22,700
04 公園整備債	(財 政)	14,500

17款 県支出金 21款 繰越金 22款 諸収入 23款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,592,795	千円 2,575	千円 8,595,370	千円	千円	千円	千円 2,575
6 企画費	1,024,502	20,348	1,044,850				20,348
11 財産管理費	52,953	1,400	54,353				1,400
14 防災対策費	67,214	5,000	72,214				5,000
計	12,533,633	29,323	12,562,956	0	0	0	29,323

2 款 総務費

2 項 徴税費

2 賦課徴収費	275,586	59,481	335,067				59,481
計	1,048,709	59,481	1,108,190	0	0	0	59,481

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,501,650	15,700	1,517,350	15,700			
-----------	-----------	--------	-----------	--------	--	--	--

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 2,575	【総務部関係】 契約課管理費	千円 2,575 2,575
7 報償費	532	【企画財政部関係】 外旭川地区まちづくり基本構想策定経費	20,348 20,348
10 需用費	16		
12 委託料	19,800		
12 委託料	1,400	【総務部関係】 財産管理費	1,400 1,400
18 負担金、補助 及び交付金	5,000	【総務部関係】 老朽危険空き家等対策経費	5,000 5,000

12 委託料	59,481	【企画財政部関係】 地方税統一QRコード導入経費	59,481 59,481

10 需用費	60	【福祉保健部関係】 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	15,700 15,700
11 役務費	40		
18 負担金、補助 及び交付金	15,600		

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 障害者福祉費	千円 8,505,483	千円 99,550	千円 8,605,033	千円 66,366	千円	千円	千円 33,184
3 老人福祉費	1,227,519	5,213	1,232,732			1,010	4,203
計	25,567,168	120,463	25,687,631	82,066	0	1,010	37,387

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	12,437,381	52,584	12,489,965	58,321	△21,500		15,763
3 母子福祉費	23,064	1,500	24,564	750			750
計	19,229,720	54,084	19,283,804	59,071	△21,500	0	16,513

6款 農林水産業費

1項 農業費

3 農業振興費	1,054,622	58,772	1,113,394	58,772			
---------	-----------	--------	-----------	--------	--	--	--

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 99,550	【福祉保健部関係】 障がい児者福祉施設整備費補助金	千円 99,550 99,550
18 負担金、補助 及び交付金	2,853	【福祉保健部関係】 老人福祉施設整備費補助金	5,213 1,010
19 扶助費	1,350	軽費老人ホーム事務費助成経費 老人保護措置費	2,853 1,350
22 償還金、利子 及び割引料	1,010		

3 職員手当等	554	【子ども未来部関係】 児童福祉施設等整備費補助金	52,584 2,534
10 需用費	2,246	病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）	1,800
18 負担金、補助 及び交付金	49,784	病児・病後児保育事業（病後児対応型） 病児・病後児保育事業（病児対応型） 保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業	900 600 46,750
18 負担金、補助 及び交付金	1,500	【子ども未来部関係】 母子生活支援施設新型コロナウイルス感染症対策事業	1,500 1,500

18 負担金、補助 及び交付金	58,772	【産業振興部関係】 低コスト技術等導入支援事業	58,772 52,999
--------------------	--------	----------------------------	------------------

3 款 民生費 6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 農地費	527,944	6,000	533,944		5,400		600
計	2,044,692	64,772	2,109,464	58,772	5,400	0	600

7 款 商工費

1 項 商工費

5 観光費	702,157	12,174	714,331				12,174
7 中央卸売市場費	36,551	260	36,811				260
8 公設地方卸売市場費	100,073	3,107	103,180				3,107
計	9,274,232	15,541	9,289,773	0	0	0	15,541

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

2 道路維持費	2,919,074	441,000	3,360,074	220,500	195,700		24,800
3 道路新設改良費	789,730	358,168	1,147,898	179,084	161,100		17,984

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	県産米品質向上・検査体制強化支援事業	千円 5,773
14 工事請負費	6,000	【産業振興部関係】 農業施設長寿命化事業	6,000 6,000

18 負担金、補助 及び交付金	12,174	【観光文化スポーツ部関係】 竿燈まつり振興事業	12,174 12,174
27 繰出金	260	【産業振興部関係】 中央卸売市場会計繰出金	260 260
27 繰出金	3,107	【産業振興部関係】 公設地方卸売市場会計繰出金	3,107 3,107

12 委託料	6,000	【建設部関係】 道路維持修繕事業	441,000 441,000
14 工事請負費	435,000		
12 委託料	38,000	【建設部関係】 道路改良事業	358,168 258,168
14 工事請負費	252,000	側溝改良事業	100,000
16 公有財産購入 費	9,000		

6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費

8款 土木費

2項 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 橋りょう新設改良費	152,000	6,000	158,000	3,300	2,400		300
6 交通安全施設等整備事業費	102,000	67,000	169,000	33,500	30,200		3,300
計	4,603,863	872,168	5,476,031	436,384	389,400	0	46,384

8款 土木費

3項 河川費

2 河川水路整備費	479,974	30,000	509,974	15,000	5,800		9,200
計	546,108	30,000	576,108	15,000	5,800	0	9,200

8款 土木費

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,362,944	24,014	1,386,958				24,014
2 土地区画整理費	930,132	25,268	955,400		22,700		2,568

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償、補填及び賠償金	千円 59,168		千円
14 工事請負費	6,000	【建設部関係】 橋りょう整備事業	6,000 6,000
14 工事請負費	67,000	【建設部関係】 人にやさしい歩道づくり事業	67,000 67,000

12 委託料	5,500	【建設部関係】 道路排水路等整備事業	30,000 30,000
14 工事請負費	13,000		
21 補償、補填及び賠償金	11,500		

14 工事請負費	3,240	【都市整備部関係】 交通政策管理費	24,014 24,014
21 補償、補填及び賠償金	20,774		
27 繰出金	25,268	【都市整備部関係】 土地区画整理会計繰出金	25,268 25,268

8款 土木費

8款 土木費

5項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
5 公園整備事業費	千円 339,904	千円 32,050	千円 371,954	千円 16,025	千円 14,500	千円	千円 1,525
計	3,813,451	81,332	3,894,783	16,025	37,200	0	28,107

10款 教育費

1項 教育総務費

2 事務局費	1,571,561	86,446	1,658,007	42,750			43,696
計	1,687,244	86,446	1,773,690	42,750	0	0	43,696

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 32,050	【建設部関係】	千円 32,050
		公園施設長寿命化整備事業	18,050
		グリーンインフラ公園緑地整備事業	14,000

10 需用費	31,177	【教育委員会関係】	86,446
11 役務費	946	市立学校新型コロナウイルス感染症対策事業	86,446
17 備品購入費	54,323		

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(134) 3,997	1,791,752	9,551,896	7,151,190	18,494,838	3,338,463	21,833,301	
補正前	(134) 3,997	1,791,752	9,551,896	7,150,636	18,494,284	3,338,463	21,832,747	
比較	(0) 0	0	0	554	554	0	554	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
			勤務手当						
	補正後	236,110	707,963	290,879	191,427	141,547	2,275,949	1,525,515	86,280
	補正前	236,110	707,409	290,879	191,427	141,547	2,275,949	1,525,515	86,280
	比較	0	554	0	0	0	0	0	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,379	3,144	6,393	5,912	4,836	119,460	
	補正前	1,402,396	153,379	3,144	6,393	5,912	4,836	119,460	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(134) 2,430		9,405,727	6,810,230	16,215,957	3,005,111	19,221,068	
補正前	(134) 2,430		9,405,727	6,809,913	16,215,640	3,005,111	19,220,751	
比較	(0) 0		0	317	317	0	317	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
			勤務手当						
	補正後	236,110	698,139	290,879	186,598	141,547	1,950,200	1,525,515	86,092
	補正前	236,110	697,822	290,879	186,598	141,547	1,950,200	1,525,515	86,092
	比較	0	317	0	0	0	0	0	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任 手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,402,396	153,379	3,144	6,023	5,912	4,836	119,460	
	補正前	1,402,396	153,379	3,144	6,023	5,912	4,836	119,460	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,567	1,791,752	146,169	340,960	2,278,881	333,352	2,612,233	
補正前	1,567	1,791,752	146,169	340,723	2,278,644	333,352	2,611,996	
比 較	0	0	0	237	237	0	237	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	9,824	4,829	325,749	188	370
	補正前	9,587	4,829	325,749	188	370
	比 較	237	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当 等	554	その他の増減分	554		

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	82,712,800	7,789,200	416,300	8,205,500
(1) 土 木	32,777,540	3,347,200	432,400	3,779,600
(2) 農 林 水 産	1,918,301	235,000	5,400	240,400
(3) 教 育	12,644,657	1,205,600		1,205,600
(4) 公 営 住 宅	2,763,202	281,500		281,500
(5) 保 健 衛 生	5,187,136	1,166,700		1,166,700
(6) 消 防	2,632,291	567,400		567,400
(7) 民 生	957,202	338,000	△ 21,500	316,500
(8) 商 工	138,400			
(9) 過 疎 債	483,989	20,000		20,000
(10) そ の 他	23,210,082	627,800		627,800
2 災 害 復 旧 債	1,705,345			
(1) 土 木	449,804			
(2) 農 林 水 産	188,156			
(3) 教 育	7,380			
(4) 公 営 住 宅	304			
(5) 保 健 衛 生	1,059,701			
3 そ の 他	62,205,296	2,565,500		2,565,500
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	1,025,547			
(2) 減収補てん債	809,529			
(3) 減税補てん債	458,410			
(4) 臨時財政対策債	59,911,810	2,565,500		2,565,500
合 計	146,623,441	10,354,700	416,300	10,771,000

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,482,680		7,482,680	83,435,620
2,971,537		2,971,537	33,585,603
111,193		111,193	2,047,508
1,313,020		1,313,020	12,537,237
211,098		211,098	2,833,604
553,055		553,055	5,800,781
571,652		571,652	2,628,039
97,601		97,601	1,176,101
9,786		9,786	128,614
48,087		48,087	455,902
1,595,651		1,595,651	22,242,231
75,442		75,442	1,629,903
45,174		45,174	404,630
19,874		19,874	168,282
1,304		1,304	6,076
304		304	
8,786		8,786	1,050,915
4,937,759		4,937,759	59,833,037
111,997		111,997	913,550
			809,529
162,596		162,596	295,814
4,663,166		4,663,166	57,814,144
12,495,881		12,495,881	144,898,560

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,413,610 千円

上記のうち特定財源 1,127,378

差 引 一 般 財 源 286,232

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	80,570	2 国 庫 補 助 金	80,570
21 繰 越 金	205,662	1 繰 越 金	205,662
計	286,232		

土地区画整理会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 事業費	1,856,689	50,536	1,907,225
歳 出 合 計	1,859,189	50,536	1,909,725

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
25,268			25,268
25,268	0	0	25,268

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 土地区画整理費国庫補助金	千円 895,175	千円 25,268	千円 920,443	1 土地区画整理 費補助金	千円 25,268
計	895,175	25,268	920,443		

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	930,132	25,268	955,400	1 一般会計繰入 金	25,268
計	930,132	25,268	955,400		

説	明	
07 社会資本整備総合交付金	(都市総)	千円 25,268

01 一般会計繰入金	(都市総)	25,268

3 歳 出

1 款 事業費

1 項 土地区画整理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 秋田駅東第三地区土地 区画整理費	千円 1,362,550	千円 50,536	千円 1,413,086	千円 25,268	千円	千円	千円 25,268
計	1,856,689	50,536	1,907,225	25,268	0	0	25,268

節		説	明
区 分	金 額		
21 補償、補填及 び賠償金	千円 50,536	【都市整備部関係】 秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 50,536 50,536

中央卸売市場会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	千円 36,551	千円 260	千円 36,811
歳入合計	78,054	260	78,314

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	千円 8,458	千円 260	千円 8,718
歳 出 合 計	78,054	260	78,314

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			260
0	0	0	260

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 36,551	千円 260	千円 36,811	1 一般会計繰入 金	千円 260
計	36,551	260	36,811		

	説	明	千円
01	一般会計繰入金	(産業企)	260
	基準外		260

3 歳 出

2 款 事業費

1 項 中央卸売市場施設整備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 中央卸売市 場再整備費	千円 791	千円 260	千円 1,051	千円	千円	千円	千円 260
計	8,458	260	8,718	0	0	0	260

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 260	【産業振興部関係】	千円 260
		中央卸売市場再整備基本構想策定経費	260

公設地方卸売市場会計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	千円 100,073	千円 3,107	千円 103,180
歳入合計	405,702	3,107	408,809

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	千円 53,040	千円 3,107	千円 56,147
歳 出 合 計	405,702	3,107	408,809

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			3,107
0	0	0	3,107

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 100,073	千円 3,107	千円 103,180	1 一般会計繰入 金	千円 3,107
計	100,073	3,107	103,180		

	説	明	千円
01	一般会計繰入金	(産業企)	3,107
	基準外		3,107

3 歳 出

2 款 事業費

1 項 地方卸売市場施設整備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 地方卸売市 場再整備費	千円 9,476	千円 3,107	千円 12,583	千円	千円	千円	千円 3,107
計	53,040	3,107	56,147	0	0	0	3,107

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 3,107	【産業振興部関係】	千円 3,107
		地方卸売市場再整備基本構想策定経費	3,107

介 護 保 險 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	千円 6,696	千円 43,181	千円 49,877
歳入合計	31,542,823	43,181	31,586,004

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金	千円 6,751	千円 43,181	千円 49,932
歳 出 合 計	31,542,823	43,181	31,586,004

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 6,696	千円 43,181	千円 49,877	1 前年度繰越金	千円 43,181
計	6,696	43,181	49,877		

	説	明
01 前年度繰越金		<div style="text-align: right;">千円</div> (福祉総) 43,181

3 歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 償還金	千円 1	千円 43,181	千円 43,182	千円	千円	千円 43,181	千円
計	6,751	43,181	49,932	0	0	43,181	0

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 43,181	【福祉保健部関係】 償還金	千円 43,181 43,181